

中濃地区サッカー協会少年委員会規約

(名称)

第1条 本会は、中濃地区サッカー協会少年委員会（以下、本会という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の住所は、本会委員長宅におく。

(目的)

第3条 本会は、当地区の第4種・育成連盟を総括し代表する団体として、サッカー競技の普及及び振興を図り、もって少年少女の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 中濃地区の少年少女サッカーリーグ及び各種大会の開催と運営。
- (2) 少年少女サッカーの技術及び審判技術の研究、指導並びに向上に関する事業。
- (3) 少年少女サッカーの普及及び宣伝に関すること。
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事項。

(組織)

第5条 本会は、一般財団法人岐阜県サッカー協会第4種又は、育成連盟に登録、加盟し、中濃地区を活動拠点としている団体をもって組織する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 4名以内
- (3) 総務部長 1名
- (4) 競技部長 1名
- (5) 技術部長 1名
- (6) 強化部長 1名
- (7) 審判部長 1名
- (8) フットサル部長 1名
- (9) 女子部長 1名
- (10) 財務部長 1名
- (11) 監事 2名

2. 本会に、参与を置くことができる。

3. 役員は、本会の加盟団体の指導者から選任し、少年委員会で承認を得るものとする。

4. 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第7条 本会の役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、本会を代表し、本会を総括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 総務部長は、本会の事業遂行のための諸事務をおこなう。
- (4) 競技部長は、本会の各種大会等の運営をおこなう。
- (5) 技術部長は、本会の技術向上のための事業運営をおこなう。
- (6) 強化部長は、本会所属の少年少女のサッカー技術向上のための事業をおこなう。
- (7) 審判部長は、本会の審判の運営及び審判技術向上のための事業をおこなう。
- (8) フットサル部長は、本会のフットサル部門の事業運営をおこない、岐阜県フットサル委員会と連携を図る。
- (9) 女子部長は、本会の少女を対象とした事業運営をおこない、岐阜県女子委員会と連携を図る。

(10) 財務部長は、本会の会計を管理し、経理をおこなう。

(11) 監事は、本会の会計監査をおこなう。

(会議)

第8条 本会の会議は、少年委員会及び役員会とする。また、必要に応じて部会を開くことができる。

2. 少年委員会は、本会加盟団体の代表者及び本会役員によりおこなう。

3. 役員会は、本会役員によりおこなう。

4. 部会は、本会各部長が選任した者をもっておこなう。

5. 少年委員会及び役員会は、委員長が召集し、部会は、委員長の承認を得て、各部長が召集する。ただし、本会加盟団体の代表者の3分の2以上の者から申し出があった場合は、少年委員会を開催しなければならない。

(議決事項)

第9条 会議の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 少年委員会

1) 役員選任の承認

2) 毎年の事業計画及び予算並びに事業報告及び決算の承認

3) 会費の額の決定

4) 本会規約の承認

5) 新規加盟団体の承認及び除名

6) その他、本会運営に関する重要な事項の決定

(2) 役員会

1) 少年委員会に付議すべき事項の決定

2) 新規加盟団体及び除名団体の審査に関すること

3) その他、委員長が必要と認める事項の決定

(議決)

第10条 少年委員会及び役員会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、議事の議決は、出席した構成員の過半数の同意により決するものとする。

2. 少年委員会及び役員会の議長は、委員長が当たるものとする。

(財務)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2. 本会の経費は、会費、助成金並びに寄付金等をもって充てる。

(各種手当)

第12条 各種手当等については、別途中濃地区サッカー協会少年委員会諸規程に定める。

(その他)

第13条 本規約に定めなき事項が生じた場合は、少年委員会によりそれを決するものとする
附則

本規約は、昭和62年4月1日より施行する。

平成7年4月1日一部改正

平成23年11月27日全部改定(平成24年4月1日施行)

平成29年3月18日一部改正（平成29年4月1日施行）